

指定障がい福祉サービス事業者  
指定障がい者支援施設設置者  
指定障がい児通所・入所支援事業者 各位

福岡市保健福祉局障がい福祉課長  
福岡市こども未来局こども発達支援課長

## 平成30年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の実績報告の提出について（通知）

日頃から福岡市の障がい保健福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、平成30年度に福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の算定を受けた事業所等は、「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成30年3月30日障障発 0330 第2号）で示されているとおり、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、福祉・介護職員処遇改善実績報告書を提出することとなっています。

つきましては、当該年度の最終の加算の支払月が5月となるため、7月末が実績報告書の提出期限となりますので、下記のとおり実績報告書を提出されますようお願いいたします。

なお、福岡県等の他の指定機関に実績報告書を提出された事業所におかれましても、福岡市には、別途下記の書類を提出する必要がありますので、ご対応をお願いします。

### 記

#### 1 提出期限

令和元年7月31日（水）（必着）

#### 2 実績報告に必要な書類

- (1) 平成30年度福祉・介護職員処遇改善加算実績報告書 チェックリスト
- (2) 平成30年度福祉・介護職員処遇改善実績報告書 【別紙様式3】
- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算（特別）加算総額のお知らせ（国保連から送付）  
（平成30年5月受付分から平成31年4月受付分）
- (4) 賃金改善所要額の積算資料 【集計表1】  
※集計表2については、提出不要ですが、作成のうえ保管をお願いします。必要に応じて提出を求めます。  
※任意様式でも可
- (5) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書（指定権者内事業所一覧表）【別紙様式3添付書類1】
- (6) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書（報告対象都道府県内一覧表）【別紙様式3添付書類2】
- (7) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書（都道府県状況一覧表）【別紙様式3添付書類3】

**※（5）（6）（7）は該当がある場合のみ提出**

※提出様式については、下記ホームページ掲載場所よりダウンロードすることができます。

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 福祉・障がい者 > 福祉事業者に関すること > 事業者向けの情報（障がい福祉サービス、地域生活支援事業等） > 2 指定申請・変更届関係（指定障がい福祉サービス事業者等）

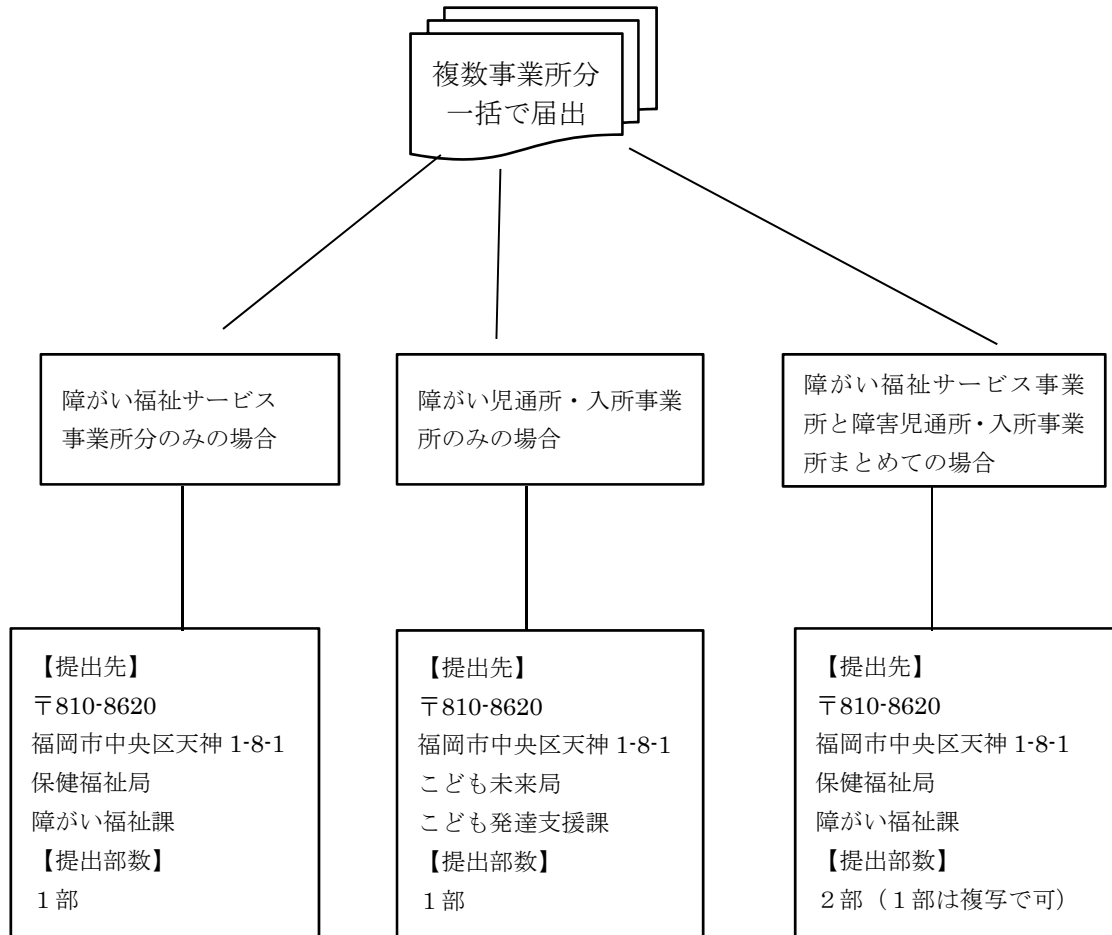
#### 3 留意事項

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることでなっています。加算による収入を下回る場合は要件を満たしていないことになり、差額の返還ではなく全額返還も考えられますので、福祉・介護職員処遇改善（特別）加算による収入は必ず全額を賃金改善に充ててください。（国保連から毎月、処遇改善加算の実績が事業所に送付されていますので、そちらを確認してください。）

#### 4 提出先

平成30年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の届出を行ったすべての指定権者に実績報告書を提出して下さい。

- (1) 平成30年度の届出を障がい福祉サービス事業所等（福岡市指定分）ごとに提出している場合、届出書の提出先（障がい福祉課又はこども発達支援課）に提出
- (2) 複数の障がい福祉サービス事業所等を福岡市内に有し、平成30年度の届出を一括で提出している場合、届出の際と同様、下記のフロー図のとおり、提出してください。



お問い合わせ・提出先  
〒810-8620  
福岡市中央区天神1丁目8-1  
福岡市保健福祉局障がい福祉課  
電話番号：711-4249 担当：松澤，樋口，紙本  
福岡市こども未来局こども発達支援課  
電話番号：711-4987 担当：長谷川，坂田